



No.8
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成26年度第2回

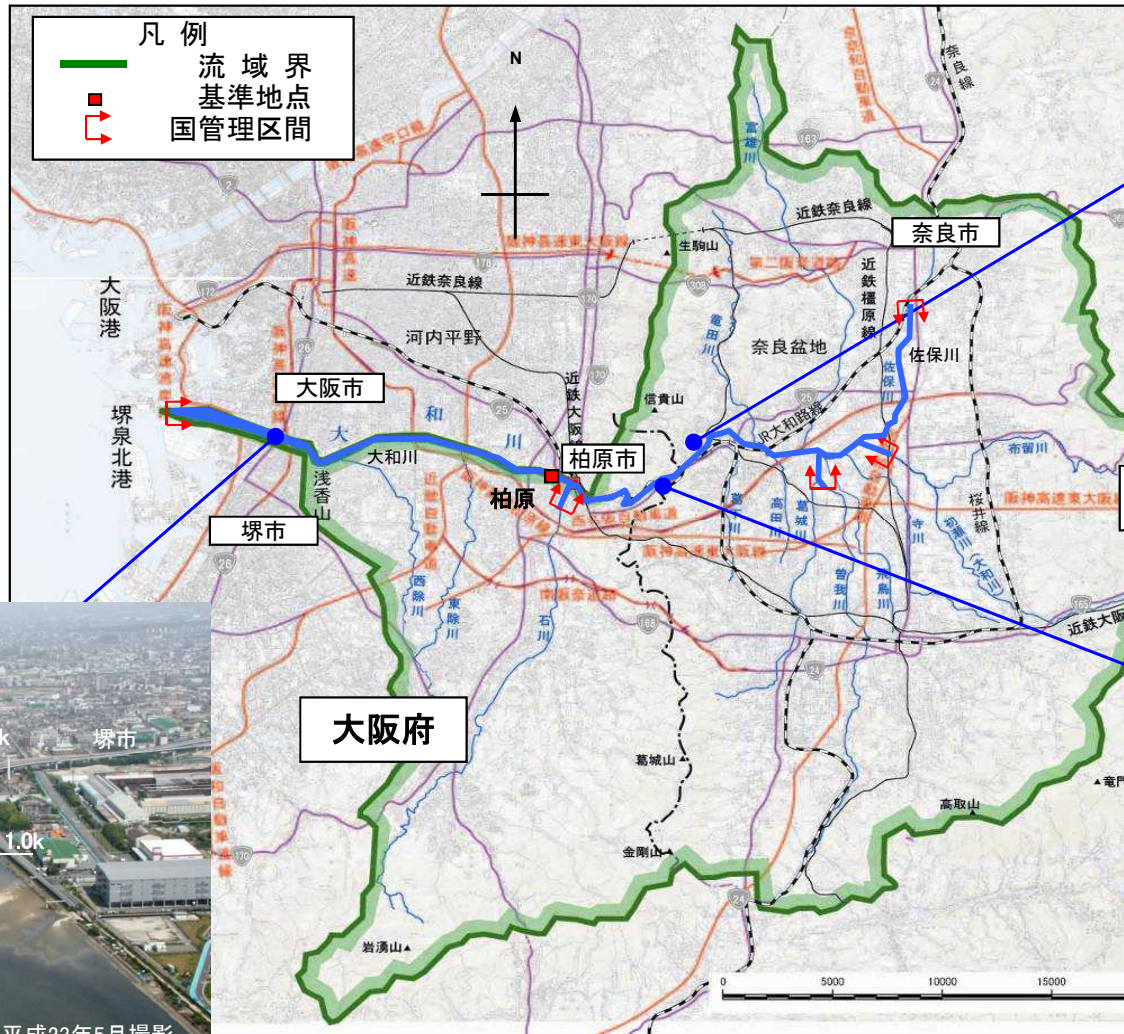
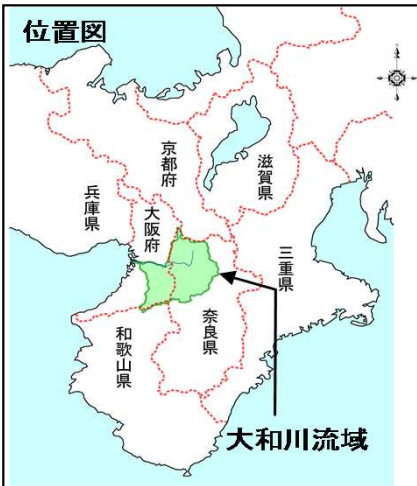
大和川直轄河川改修事業

【再評価】

平成26年10月
近畿地方整備局

大和川の概要(流域の概要)

- 大和川は、その源を笠置山地に発し、途中、奈良盆地を流下、亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り大阪湾に注ぐ、流域面積1,070km²、幹川流路延長68km、流域内人口約215万人の一級河川である。
- 流域市町村は、21市15町2村(大阪府内10市2町1村、奈良県内11市13町1村)あり、中上流部に奈良盆地、下流部に大阪平野を擁し、近畿地方における行政・産業・交通等の集積地域となっている。
- 大阪府と奈良県の府県境に位置する亀の瀬狭窄部には、日本有数の地すべり地帯を抱える。

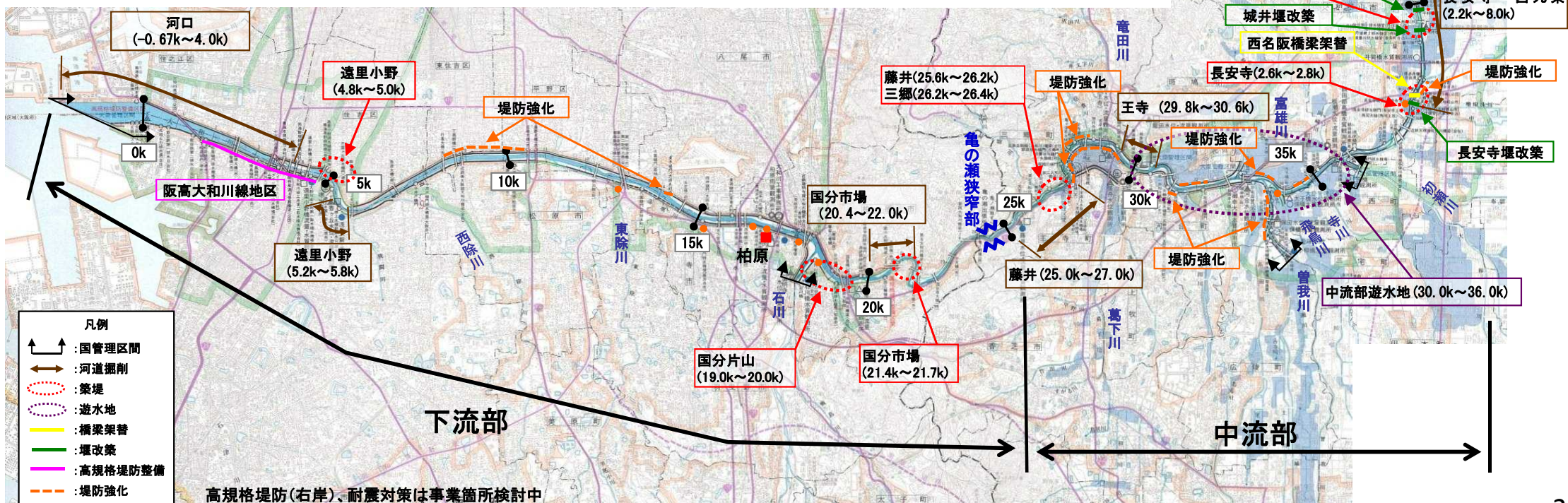


河川整備の概要(河川整備計画の主な事業内容)

- 平成25年11月に策定した大和川水系河川整備計画に定める河川整備により、戦後最大となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水が発生しても、洪水はん濫による浸水被害を防止することが可能となる。
- 質的対策は、堤防に求められている安全性を照査した上で、緊急性の高いところから優先的に堤防の強化を実施する。
- 耐震対策は、耐震性を照査した上で、その結果に応じて必要な対策を実施する。
- 超過洪水対策は、阪神高速大和川線地区において高規格堤防整備を実施する。

河川整備計画における目標流量

河川名	基準地点	整備計画目標流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
大和川	柏原	2,900m ³ /s	100m ³ /s	2,800m ³ /s



前回評価時からの変更点

- 前回評価時(平成23年度)は、河川整備計画策定前の案に基づき再評価を実施した。その後、平成25年11月に大和川水系河川整備計画を策定したことから、今回の事業再評価については、河川整備計画に基づき実施する。
- 策定した河川整備計画は、前回評価時で示した河川整備計画(案)を対象としたものであることから、事業内容は大きく変わらない。

	前回評価時 (平成23年度)	今回評価	備考
整備目標	戦後最大洪水 (昭和57年8月洪水)	同左	
事業期間	平成24年度～平成53年度	平成25年度～平成53年度	・前回評価時以降の平成25年11月に策定したことによる。
総事業費	約1,450億円	約1,414億円	・前回評価時は平成24年度から事業費を計上、今回評価は平成25年度から事業費を計上。
事業諸元	河道掘削、築堤、橋梁架替、遊水地、高規格堤防、堤防強化等	同左	

再評価の視点

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	大和川想定はん濫区域内市町の総人口は、近5ヶ年(平成20年から平成24年)で約0.2%増とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 17.4 残事業 B/C -
3) 事業の進捗状況	築堤、河道掘削、橋梁架替等を実施し、進捗率(事業費) 約7%	平成26年度末まで投資額: 約98億円
事業の進捗の見込みの視点	当面は、下流部と佐保川の流下能力向上対策、高規格堤防整備、遊水地整備を進捗させる。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

自治体の意見等

大阪府知事（平成26年9月26日付 河整第1622号）

1. 大和川は、淀川に比べて治水安全度が低いことに鑑み、河川整備計画に位置付けされた河道整備や堤防補強等の治水対策について早期完了に努めること。
2. 治水安全度の更なる向上のため、河川整備計画の次の段階を見据えた具体的な整備手法の調査・検討を早急に実施し、河川整備計画の変更も含めた必要な措置を講じること。
3. 南海トラフ巨大地震等に対する地震・津波対策については、府の計画と整合を図り、粘り強い堤防の整備など所要の対策を早急に実施すること。
4. 事業の実施にあたっては、より効果的な整備手法の検討を行い、更なるコスト縮減を図ること。

奈良県知事（平成26年10月1日付 河第226号）

- ・大和川流域の治水安全度の向上は急務であり、平成25年11月に策定された「大和川水系河川整備計画(国管理区間)」に示された直轄遊水地をはじめとする総合治水対策事業を速やかに進められたい。
- ・なお、事業推進にあたっては、早く出来るところから優先して取り組み、また、整備による多面的な効果を鑑み、上下流の受益に基づく適切な役割分担や費用負担のもと、関係機関と連携して進められたい。また、事業の実施にあたっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるとともに、関係市町村・地域住民の理解が得られるよう十分に協議・調整を図られたい。

対応方針(原案)

対応方針(原案)

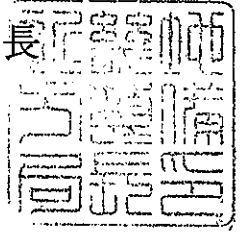
大和川直轄河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点による再評価及び事業の進捗の見込みに関する視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断でき、かつ、コスト縮減や代替案等の可能性の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できることから「事業継続が妥当」である。



国近整企画 54号
平成26年 9月 12日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年10月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年9月26日(金)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道163号清滝生駒道路	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
大和川直轄河川改修事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画 54号
平成26年 9月 12日

奈良県知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年10月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年9月26日(金)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道24号大和北道路	事業継続	
一般国道163号清滝生駒道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

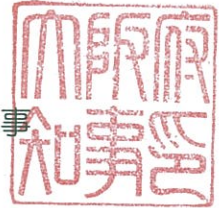
事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
大和川直轄河川改修事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

河整第1622号
平成26年9月26日

国土交通省近畿地方整備局長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年9月12日付け国近整企画第54号により照会のあった標記につ
いて、下記のとおり回答します。

記

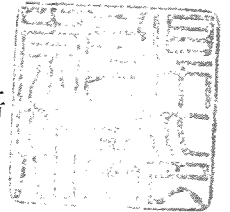
1. 大和川は、淀川と比べて治水安全度が低いことに鑑み、河川整備計画に位置付けされた河道整備や堤防補強等の治水対策について早期完了に努めること。
2. 治水安全度の更なる向上のため、河川整備計画の次の段階を見据えた具体的な整備手法の調査・検討を早急に実施し、河川整備計画の変更も含めた必要な措置を講じること。
3. 南海トラフ巨大地震等に対する地震・津波対策については、府の計画と整合を図り、粘り強い堤防の整備など所要の対策を早急に実施すること。
4. 事業の実施にあたっては、より効果的な整備手法の検討を行い、更なるコスト削減を図ること。

<担当>
都市整備部河川室河川整備課
TEL06-6944-9296

道 建 第 147 号
河 第 226 号
平成26年10月 1日

近畿地方整備局長 殿

奈良県知事 荒井正吾



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見について（回答）

平成 26 年 9 月 12 日付け国近整企画 54 号で照会のありました標記の件について、
別紙のとおり意見を提出します。

(別 紙)

【大和川直轄河川改修事業】

平成26年9月12日付け国近整企画54号で照会のありました近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る「大和川直轄河川改修事業」の意見照会については、以下のとおり回答します。

大和川流域の治水安全度の向上は急務であり、平成25年11月に策定された「大和川水系河川整備計画(国管理区間)」に示された直轄遊水地をはじめとする総合治水対策事業を速やかに進められたい。

なお、事業推進にあたっては、早く出来るところから優先して取り組み、また、整備による多面的な効果を鑑み、上下流の受益に基づく適切な役割分担や費用負担のもと、関係機関と連携して進められたい。また、事業の実施にあたっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるとともに、関係市町村・地域住民の理解が得られるよう十分に協議・調整を図られたい。